

平成 23 年 12 月号

＝人事労務の総合支援事務所(特定社会保険労務士事務所)＝

ウハラ経営人事便り

〒739-2208 東広島市河内町入野 4970-1

ウハラ経営人事 (特定社会保険労務士事務所)

Tel: 082-437-2158 Fax: 082-437-2148

e-mail: uhara-k@ninus.ocn.ne.jp HP: www.uhara.jp



年次有給休暇の取得日数・取得率は？

◆労働者 30 人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成 23 年「就労条件総合調査」の結果を 10 月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者 30 人以上の企業であり、平成 23 年 1 月 1 日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について 4,296 企業が有効な回答を行いました。

◆年次有給休暇の取得状況

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 17.9 日（前年 17.9 日）であり、そのうち労働者が取得した日数は 8.6 日（同 8.5 日）となっています。取得率は 48.1%（同 47.1%）です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっています。規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- ・ 1,000 人以上…55.3%（前年 53.5%）
- ・ 300～999 人…46.0%（前年 44.9%）
- ・ 100～299 人…44.7%（前年 45.0%）
- ・ 30～99 人が…41.8%（前年 41.0%）

◆「仕事優先」か「プライベート優先か」

株式会社毎日コミュニケーションズが 2011 年 4 月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4 月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が 21.7 ポイント減少、「プライベート優先」が 22.5 ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。



外国人留学生の日本企業に対する評価は？

◆60カ国・地域の留学生が回答

東京大学国際センター（国際センター相談室）では、今年3月に実施した「留学生の就職・進路に関するアンケート調査」の結果を発表しました。調査対象者は東京大学の学部・大学院の留学生（2,872人）で、そのうち60カ国・地域の467人が回答しています。

日本の企業は外国人留学生からどのように見られているのでしょうか。

◆日本企業のイメージは？

留学生が回答した日本企業の主なイメージ（複数回答）は、次の通りでした。

- ・「残業が多い」…60%
- ・「集団主義的」…46%
- ・「男女差別がある」…28%
- ・「若いうちから仕事を任せてもらえる」…14%
- ・「業績評価が透明」…11%

◆日本での就職を希望するか？

外国人留学生のうち、日本企業に就職を希望する人は50%でした。日本で働きたい年数は「2～5年」が57%で最も多く、「6年以上」（18%）、「10年以上」（11%）、「定年まで」（11%）が続いています。

◆外国人留学生の活用を視野に

日本における外国人留学生の数は、次の通り推移しています。

- ・平成17年…121,812人
- ・平成19年…118,498人
- ・平成20年…123,829人
- ・平成21年…132,720人

日本における労働力人口が減少していくことが予想される中、中小企業でも外国人留学生の活用を視野に入れるべき必要があるのかもしれません。



雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤務していたそうです。（11月9日判決）

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性（当時56歳）が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程度の接待（会社が費用を負担）に参加していたそうです。（10月26日判決）

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女（11人）が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計11人を含め568人もおり、約100人が同様の申立てを検討しているとのことです。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。（10月25日申立て）

「高額療養費制度」の見直し案

◆厚労省が見直し案を示す

新聞報道によると、厚生労働省は、所得などに応じて医療費の患者負担分に上限を定める「高額療養費制度」の見直し案を社会保障審議会に示したそうです。

これまでの月額上限に加え、年額上限の設定も検討されているようです。

◆「高額療養費制度」とは？

医療費は患者の「3割負担」が原則ですが、医療費が月100万円を超えるようなこともあるため、一定額以上は保険給付でまかなう「高額療養費制度」があります。

医療費の自己負担が一定額を超えた場合に超過分を払い戻す仕組みです。

◆課税世帯を3分割

厚生労働省の見直し案では、800万円以下の課税世帯を3分割し、所得に対して医療費が重いとされる世帯の負担を軽減します。

月8万100円の上限を、「年収300万円以下」の世帯で4万4,000円に、「年収300万円超～600万円未満」の世帯で6万2,000円に、「年収600万円以上」の世帯で8万円とします。

また、月額上限とは別に、年額上限を設ける案も示しています。

◆年額上限の内容は？

年額上限は、最も負担が重い上位所得者の場合が99万6,000円、一般所得者で「年収300万円超」の場合が50万1,000円、「年収300万円以下」の場合が37万8,000円、住民税非課税世帯の場合が25万9,000円となっています。

これらの見直しを実施すると、医療給付費が2015年度時点で約3,600億円増えると試算されているため、厚生労働省は、外来患者から1回100円（低所得者は1回50円）とする窓口での追加負担を新たに徴収することで、財源を生み出す考えです。

しかし、日本医師会などが強く反発しており、見直し案の実現には曲折も予想されます。また、高額療養費が増え続けた場合、保険料の引上げにもつながりかねません。

今後も増加が予想される医療費をどのように見直していくのか、政府の対応に注目が集まっています。

「個人賠償責任保険」に加入していますか？

◆日常生活で思わぬことが…

日々の暮らしの中で、思わぬ形で人にケガをさせたり、物を壊してしまったりした場合に、「個人賠償責任保険」に加入していれば、保険金により相手方に与えた損害を賠償することができます。

以下では、主な補償の例や加入時の注意点をまとめました。

◆補償の対象となるケースは？

この保険の補償の対象となる主なケースとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 自転車で人をはねケガをさせた
- ・ 子どもが友達と喧嘩をしてケガをさせた
- ・ 飼い犬が通行人に噛みついた
- ・ マンションで階下に水漏れを起こした
- ・ 買物中の店で高価な商品を壊した

上記のような過失による事故は補償の対象となりますが、同居の親族に対する損害賠償や他人から借りた物を壊した場合の損害賠償、故意に起こした事故などは対象外です。

また、通勤途中の事故はカバーされますが、工作中的の事故はカバーされません。

◆「個人賠償責任保険」の特徴

この「個人賠償責任保険」は、契約者本人だけでなく、配偶者や同居の親族、1人暮らしの学生など生計を同じくする別居の未婚の子どももカバーできるのが特徴です。

加入方法は、損害保険会社の販売する「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」のいずれかに加入したうえで、特約として上乗せを行うのが一般的なようです。

◆加入時のチェックポイント

チェックポイントとして、以下のことが挙げられます。

- (1) 示談交渉代行サービスが付いているか
- (2) 重複契約になっていないか
- (3) 自動車の売却や引越などで保険が途切れていないか
- (4) 海外で賠償責任を負った場合でも補償されるか

特約の保険料は、最大保険金額1億円（または無制限）であっても、年額1,000円～2,000円程度で済むようです。

どうなる？「専業主婦」の年金制度見直し

◆2012 年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012 年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を 2 等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第 3 号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦と一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

◆遺族年金はどうか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の 50% になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。



1 2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12月15日~1月25日>
[労働基準監督署]

31日

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (税務署)]

